

事務連絡
令和7年6月30日

都道府県
各 高齢者・障害者施策担当課(室) 御中
市区町村

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業について

日頃から成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期基本計画」という。）」において、一部の市町村で適切に実施されておらず、実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がなされるとともに、国は、市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていくこととされたところです。

また、低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業についても、第二期基本計画において、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされました。

上記を踏まえ、各市区町村における成年後見制度利用支援事業や市町村長申立てに関し、株式会社野村総合研究所は、令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業により、標記調査研究事業を実施しました。

本事業では、各市区町村における成年後見制度利用支援事業及び市町村長申立ての実務に関する課題、ニーズ等の把握とともに、利用支援事業の対象範囲（申立者・類型・資力の有無・対象費用）、被後見人に助成した件数、助成金額の状況等について調査が行われ、課題や検討事項についてとりまとめられました。

つきましては、各自治体において成年後見制度利用支援事業及び市町村長申立ての要綱の見直しや自治体間で調整を要する市町村長申立てへの対応を行う際の参考として御活用いただきますようお願いいたします。

【調査研究事業報告書の掲載先】

「成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

株式会社野村総合研究所ホームページ

https://www.nri.com/jp/knowledge/report/20250430_1.html